

00182

鳥取縣公報

條

例

◇鳥取縣條例第三十一號

昭和二十三年九月鳥取縣條例第五十九號鳥取縣ミシン稅

賦課徵收條例の一部を次のように改正する。

昭和二十四年四月一日

昭和二十四年四月一日
第千九百九十八号 金曜日本書ノ大キハ、
規格 A5判

◇鳥取縣條例第三十二號

昭和二十三年九月鳥取縣條例第五十九號鳥取縣ミシン稅

賦課徵收條例の一部を次のように改正する。

昭和二十四年四月一日

昭和二十四年四月一日
第千九百九十八号 金曜日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣ミシン稅賦課徵收條例中改正條例

鳥取縣稅賦課徵收條例中改正條例

別表自動車稅の項中「四月二十日より四月三十日まで」
を「第一期四月二十日より四月三十日まで」に改め
る。

附 則

この條例は昭和二十四年四月一日からこれを施行する。

この條例は公布の日からこれを施行する。

附 則

訓

合

◇鳥取縣訓令甲第六号

二
各 勤務時間
勞政事務所長

告 示

三

00183

昭和二十四年一月鳥取縣訓令甲第一号（縣の勤務時間及び職員の勤務時間に關する規程）及び第二号（休息時間に關する規程）を次のように改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十四年四月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年一日鳥取縣訓令甲第一号（縣の勤務時間及び職員の勤務時間に關する規程）第二條を次のように改める。

第二條 縣職員の勤務時間は午前八時十五分から午後五時までとし、午後零時十五分から午後一時まで四十五分間を休憩時間とする。但し日曜日は勤務を要しない日とする。

昭和二十四年一月鳥取縣訓令甲第三号（休息時間に關する規程）

する規程）第二條中「午前十時から午前十時十五分」を「午十二時から午後零時十五分」に改める。

◇鳥取縣告示第百五十五号
国民健康保険を行ふ次の村に対し国民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年四月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、國民健康保険を行ふ村 八頭郡大御門村

一、條例制定の認可年月日 昭和二十四年三月十二日

◇鳥取縣告示第百五十六号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條第一項の規定により東伯郡舍人村長並に議會議員の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次々と指定する。

昭和二十四年四月一日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十四年四月一日より

同 年同月七日まで

◇鳥取縣告示第百五十七号

昭和二十四年三月七日及び三月十六日鳥取市で施行した

昭和二十三年度第二回毒物劇物營業事業管理人試験合格者は次のとおりである。

昭和二十四年四月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

筆記試験並びに実地試験

漆原是治、植木信義、西村勇

(農業用毒物、劇物取扱のみ)

中田定久、横山久雄、尾崎照雄、谷本榮、松本岩雄
片山憲三、田口歲治、山根節夫、前田春野、倉本安雄
平尾悟、谷本正和

筆記試験（農業用毒物、劇物取扱のみ）

昭和二十四年四月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第百五十九号

物價統制令第四條の規定により「労働帽子」の販売價格の統制額を次のように指定し昭和二十三年三月鳥取縣告示第九十六号（労働帽子の販売價格の届出受理の件）はこれを廢止する。

昭和二十四年四月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

品 目	規 格	生産者販売 価 格	卸売業者 販売價格	小売業者 販賣價格
経木三平 (一尺耗以下)	二寸四円 予供	一四、四〇	一六、五〇	二〇、〇〇
一寸五分同	一七、二〇	一九、八〇	一四、〇〇	二六、〇〇
三寸二分もの	一九、〇〇	二一、八〇	二四、〇〇	三〇、〇〇
三寸五分もの	二一、三〇	二四、五〇	二九、云	三五、〇〇
同 円 婦人	二五、五〇	二九、云	一九、五〇	二三、四〇
三寸二分もの	一九、〇〇	二一、八〇	二六、二〇	七六、二〇
三寸五分もの	一九、〇〇	二一、〇〇	一九、〇〇	一九、〇〇
二寸四円 子供	二二、〇〇	二四、〇〇	二七、五〇	三三、〇〇
二寸五分同	二四、〇〇	二七、五〇	三〇、五〇	三六、五〇
三寸二分もの	二六、五〇	二九、五〇	三四、〇〇	四一、〇〇
三寸五分もの	二九、〇〇	三一、三〇	四〇、〇〇	四五、〇〇
同 婦人	三五、四〇	三〇、七〇	四九、〇〇	五三、五〇
三寸三分もの	三五、四〇	三七、一〇	四五、〇〇	五三、五〇
同 婦人	三八、八〇	三四、六〇	四九、〇〇	五三、五〇
三寸五分もの	三七、四〇	三七、一〇	四五、〇〇	五三、五〇
同 婦人	三八、八〇	三四、六〇	四九、〇〇	五三、五〇
三寸二分もの	二四、三〇	二八、〇〇	三三、五〇	四一、〇〇
三寸五分もの	二七、〇〇	三一、〇〇	三七、五〇	四六、〇〇
同 婦人	三三、四〇	三七、二〇	四四、五〇	五三、五〇
一寸四寸手縫同	三一、四〇	三六、一〇	四三、四〇	五二、五〇
合三平特等品	四五、〇〇	五一、七五	六二、一〇	七一、五〇
同 合三平ボンネット文	三六、二〇	四一、六〇	四五、九〇	六九、九〇
四寸同 盟婦人	四九、九〇	四九、九〇	七一、九〇	八一、九〇

麦穗五平

三寸二分もの

二四、三〇

二八、〇〇

三三、五〇

三寸五分もの

二七、〇〇

三一、〇〇

三七、五〇

同 婦人

三三、四〇

三七、二〇

四四、五〇

特殊製品

一四寸手縫同

三一、四〇

三六、一〇

合三平特等品

合三平ボンネット文

四五、〇〇

五一、七五

四寸同 盟婦人

三六、二〇

四一、六〇

四五、九〇

一、四寸内は二割上りそれに五分増す毎に三割加算することが出来る。

二、婦人帽は鳩目及び頭紐付の價格とする。

三、生産者は荷造包装費として一枚に付三十錢加算することができる。

四、手割型入しないものは本表品目及び規格の最も近いもの、統制額の二割下げるとする。

五、本價格は壳主庭先渡價格とする。

六、本表の統制額は鳥取縣價格査定委員会の査定を受け査定証紙を貼付したもの、額とし査定を受けないもの又は査定証紙の貼付してないものは本表統制額の七割下げとする。

◆鳥取縣告示第百五十九ノ二号

左記学校を鳥取縣會計規則第二條の規定による廢に指定する。

昭和二十四年四月一日

鳥取縣公報

第十九百九十八號

昭和二十四年四月一日

(第三種郵便物認可)

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
記
鳥取縣立鳥取高等学校 鳥取縣立米子東高等学校
同 鳥取東高等学校 同 米子西高等学校

00137

◆鳥取縣告示第百五十九號

鳥取縣會計規則第二條の規定による左記牌を昭和二十四年三月三十一日限り廢止する。

昭和二十四年四月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

鳥取第一高等学校 境第二高等学校 米子工業高等學校

同 第二同 由良高等学校 鳥取工業同

同 第三同 樂雨同

米子第一同

日野農林同

倉吉第一同

智頭同

米子第二同

河北農業同

余子水產同

倉吉商業同

法勝寺実業同

勝部川、日置川改良事務所

(昭和四年四月十五日) 發行

鳥取縣鳥取市東町取

印 刷 所

鳥取縣鳥取市東町印刷所

昭和二十四年四月一日印刷

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日) 發行

鳥取縣鳥取市東町取

印 刷 所

鳥取縣鳥取市東町印刷所

教育委員會告示

◆鳥取縣教育委員會告示第十七號

教育委員會法第四十一條の規定により昭和二十四年四月一日鶴田憲次を教育長に任命した。

昭和二十四年四月一日

鳥取縣教育委員會